

だい かい よ こ は ま し し ょ う が い し ゃ さ べ つ かい し ょ う し え ん ち い き き ょ う ぎ かい
第 2 回 横 浜 市 障 害 者 差 別 解 消 支 援 地 域 協 議 会

に ち じ へ い せ い ね ん が つ に ち か ご こ じ ご こ じ よ て い
日 時 : 平 成 28 年 11 月 29 日 (火) 午 後 2 時 ~ 午 後 4 時 (予 定)

かい じ ょ う か な が わ じ ち かい かん かい かい ぎ し つ
会 場 : 神 奈 川 自 治 会 館 3 階 会 議 室

し だい
次 第

1 かい かい
開 会

は い ふ し り ょ う か く に ん と う
配 付 資 料 の 確 認 等

2 き だ い
議 題

し ょ う が い し ゃ さ べ つ かん そ う だ ん たい お う じ ょ う き ょ う し り ょ う
(1) 障 害 者 差 別 に 関 す る 相 談 対 応 の 状 況 に つ い て 資 料 1 資 料 2 資 料 3

し ょ う が い し ゃ さ べ つ かい し ょ う かん け い は つ か つ ど う と う だい かい かい ぎ つ づ
(2) 障 害 者 差 別 解 消 に 関 す る 啓 発 活 動 等 に つ い て (第 1 回 会 議 の 続 き)

し り ょ う し り ょ う し り ょ う
資 料 4 資 料 5 資 料 6

(3) そ の 他

し ょ う が い し ゃ さ べ つ かい し ょ う かん し と り く み じ ょ う き ょ う し り ょ う
・ 障 害 者 差 別 解 消 に 関 す る 市 の 取 組 状 況 に つ い て 資 料 7

3 れ ん ら く じ こ う と う
連 絡 事 項 等

14:00

1 開会

配付資料の確認等

委員紹介（第1回会議に欠席をされ、紹介ができなかった委員の紹介）

14:05

2 議題

(1) 障害者差別に関する相談対応の状況について

ア 相談対応事例の紹介

資料1により、相談対応事例について報告します。質問、意見のある方はお願いします。

イ 相談窓口、相談対応について

資料2、資料3により、障害を理由とする差別を受けた場合の相談窓口や相談対応について説明します。意見、質問のある方はお願いします。

休憩（10分くらい） 午後2時50分頃を目安に休憩時間をとります。

15:00頃

(2) 障害者差別解消に関する啓発活動等について（第1回会議の続き）

ア 啓発活動に関する意見交換、情報交換

前回の続きです。資料4により、話し合いをしていただくテーマ、前回の主な意見等について説明します。意見、提案等のある方はお願いします。

イ 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」について

資料5により、この啓発活動について説明します。質問、意見のある方はお願いします。

ウ その他（事業者が実施する従業員研修等への協力）

資料6について説明します。質問、意見のある方はお願いします。

(3) その他

- ・ 障害者差別解消に関する市の取組状況について、資料7により報告

しま

す。^{しつもん}質問、^{いけん}意見のある方は^{かた}願^{ねが}いします。

- ・ ^たその他、^{いけん}意見、^{ていあんとう}提案等のある方は^{かた}願^{ねが}いします。

3 ^{れんらくじこうとう}連絡事項等

※^{しんこう}進行の^{よていじかん}予定時間は、^{せつめい}説明や^{しんぎ}審議の^{じょうきょう}状況によって^か変わることがあります。

そうだんたいおうじれいいちらん へいせい ねん がつ がつ
相談対応事例一覧(平成28年4月~10月)

No.	そうだんないよう 相談内容	たいおう 対応	うけつけく きょく 受付区・局	びこう 備考
1	<p>しょうがい ひと したいふじゆう 障害のある人から(肢体不自由)</p> <p>でんどうくるま りよう しかた せんぱく じょうせん 電動車いすを利用している方が船舶に乗船できなかったこと について相談。</p>	<p>し そうだんまえ そうだんしゃ じぎょうしゃ しまかん こく 市への相談前に、相談者は事業者、所管の国</p> <p>ど こうつうしょう そうだんず そうだんしゃ いじょう たいおう 土交通省へ相談済み。相談者がそれ以上の対応</p> <p>のぞ きと しゅうりよう を望まなかったため、聞き取りのみで終了。</p>	けんこうふくしきょく 健康福祉局	
2	<p>しょうがい ひと したいふじゆう 障害のある人から(肢体不自由)</p> <p>くるま りよう しかた れくりえーしょんしせつ しきちない くるま 車いすを利用している方がレクリエーション施設の敷地内に車</p> <p>の い けんとう したいふじゆうしゃ しき で乗り入れることなどについて相談。①肢体不自由者のために敷</p> <p>ちない の い けんとう したいふじゆうしゃぜんいん すたっ 地内にタクシー乗り入れの検討を、②肢体不自由者全員にスタッ</p> <p>ふかいぞ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゆし てっぺい もう い フ介添えを、③障害者差別解消法の趣旨の徹底などの申し入れ</p> <p>かいぜん すたっふ しょぶん し ぶんしょかいどう に改善するつもりはないとしたスタッフの処分、市の文書回答 を</p> <p>もと 求めた。</p>	<p>たんとうぶしょ じぎょうしゃ ちようせい じよげん しきちない あんぜん 担当部署が事業者と調整、助言。敷地内の安全</p> <p>かくほ くるま の い みと ほうりつ 確保から車の乗り入れは認めなかったが、法律の</p> <p>しゅうち しょうがい しかた けいじとう じっし 周知、障害のある方への掲示等を実施。</p>	こうわんきょく 港湾局	
3	<p>しょうがい ひと せいしんしょうがい 障害のある人から(精神障害)</p> <p>びょういん きゅうきゅうはんそう さい い し きべつてき はつげん 病院に救急搬送された際の医師の差別的な発言についての</p> <p>そうだん 相談。</p>	<p>そうだんしゃ いじょう たいおう のぞ 相談者がそれ以上の対応を望まなかったため、</p> <p>きと しゅうりよう 聞き取りのみで終了。</p>	けんこうふくしきょく 健康福祉局	

へいせい ねん がつ にち
平成 28年 8月 2日

差別 解消 支援 地域協議会 で 検討 して いた だ け たい こと

差別 を 受 け た と き の 相 談 窓 口 に つ い て 現 状 の 問 題 点 を 整 理 し、解 決 方 法 を 検 討 する こと。

現 状 : 広 報 よ こ は ま 平 成 28年 8月 号

た い し ょ う 対 象	そ う だ ん ま ど ぐ ち 相 談 窓 口
し し ょ く い ん さ べ つ 市 職 員 に よ る 差 別	た い し ょ う ぶ し ょ じ ん じ た ん とう か 対 象 部 署、人 事 担 当 課
じ ぎ ょ う し ゃ さ べ つ 事 業 者 に よ る 差 別	じ ぎ ょ う し ゃ せ っ ち そ う だ ん ま ど ぐ ち じ ぎ ょ う 事 業 者 が 設 置 す る 相 談 窓 口、そ の 事 業 を た ん とう ぶ し ょ ぎ ょ う せ い き か ん か く し ゅ そ う だ ん ま ど ぐ ち 担 当 す る 部 署 (行 政 機 関)、各 種 相 談 窓 口

※ 市 では、事 業 者 に よ る 差 別 に つ い て、担 当 部 署 な ど へ の 相 談 に よ っ て も 解 決 しない 場 合 に、あ っ せ ん の 申 出 が で き る 仕 組 み を つ くり ま し た。調 整 委 員 会 が 解 決 に 向 け た 提 案 を 行 い ま す。

現 状 の 問 題 :

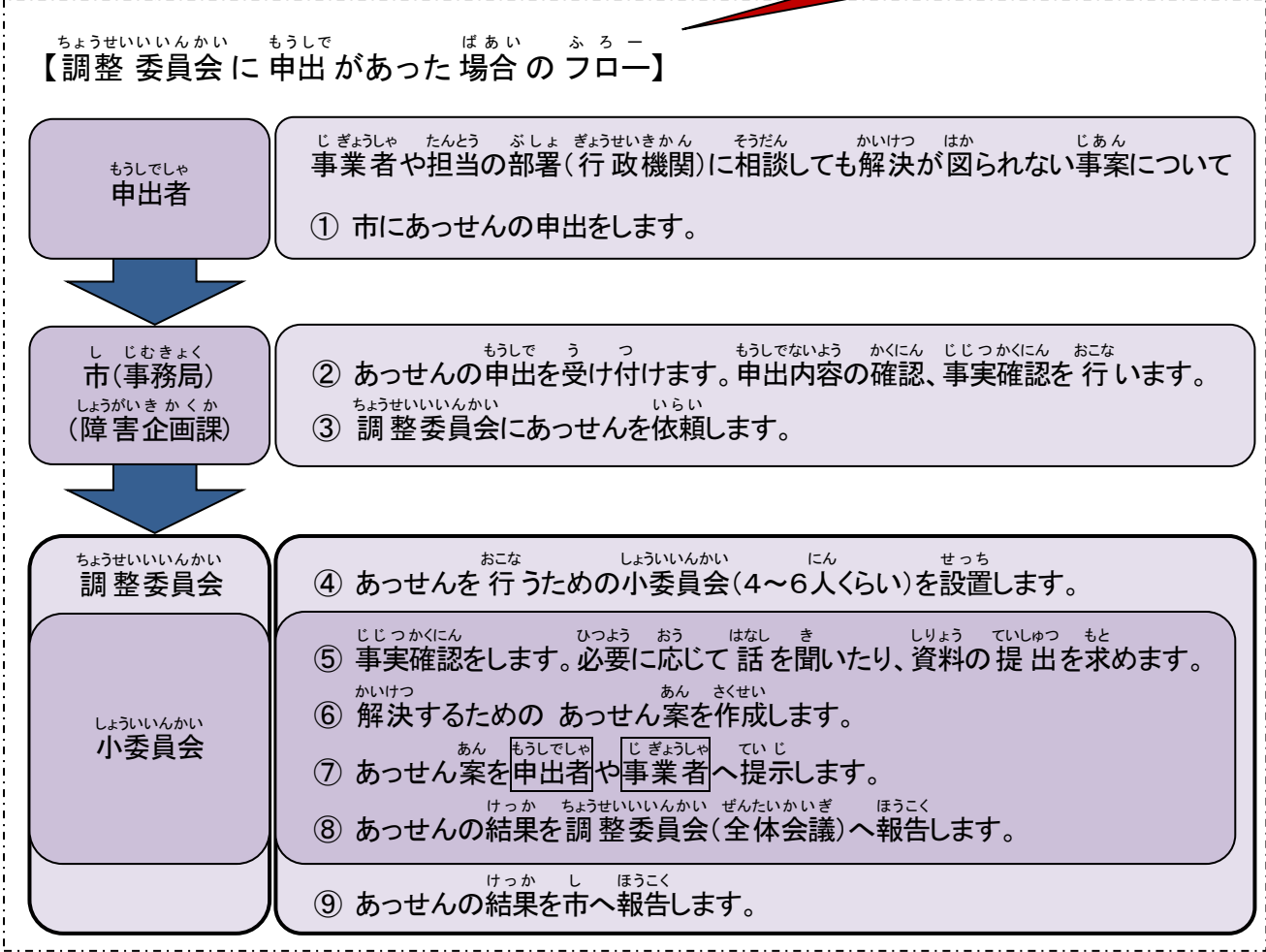
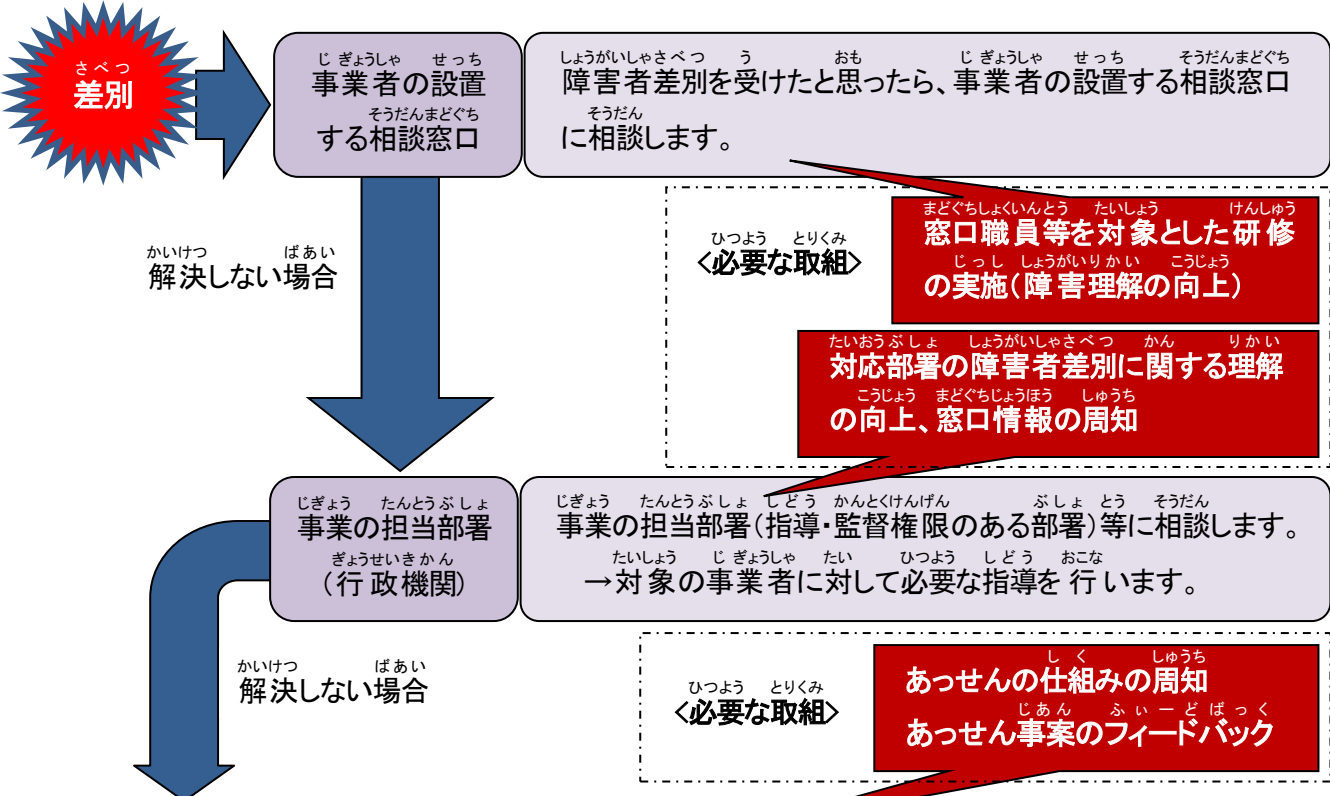
- ① 障 害 者 に と っ て 相 談 窓 口 が わ か り に く い。
- ② 障 害 者 に と っ て 相 談 窓 口 が 相 談 し に く い。
- ③ 相 談 窓 口 の 担 当 者 に と っ て、対 応 方 法 が 不 明 確。
- ④ 制 度 上 の 差 別 (個 別 事 例 で は な く 制 度 に よ る 一 律 の 差 別) の 相 談 窓 口 が な い。
- ⑤ 調 整 委 員 会 に 申 し 出 る 方 法 が 示 さ れ て い な い。

- ① 例 え ば、精 神 科 以 外 の 病 院 が 精 神 疾 患 を 理 由 に 診 療 を 拒 否 し た と き、そ の 病 院 の 誰 に 相 談 す る の か？ 病 院 が 相 談 に の っ て く れ な い と き だ の 行 政 機 関 に 相 談 す る の か？ 各 種 相 談 窓 口 に は ど ん な と ころ が あ る の か？
- ② 例 え ば、福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 の 職 員 に よ る 知 的 障 害 者 に 対 す る 差 別 的 言 動 が あ っ た と き、そ の 事 業 所 に 差 別 を 訴 え る と か え っ て 不 利 な 扱 い を 受 け る 恐 れ が あ る の で は な い か？ そ れ を 怖 れ て 相 談 を 躊 躇 し な い か？ あ る い は、う や む や に さ れ て し ま っ た り、「差 別 だ」「差 別 で は な い」と い う 水 掛 け 論 に な っ て し ま っ たら しい と は な い か？
- ③ 相 談 を 受 け た と き に ど の よ う に 対 応 す べ き か、相 談 場 面 や 相 談 内 容 を 想 定 し た ガ イ ド ラ イ ン が 必 要 で は な い か。事 例 記 録 と 情 報 公 開、報 告 先 な ど に 関 す る ル ー ル 化 も。ま た、事 業 者 が 設 置 す る 相 談 窓 口 で は な く、障 害 福 祉 の 相 談 機 関

に相談そうだんがあったときの対応方法たいおうほうほうの規定きていも必要ひつようではないか。

おおば つぐあき
大羽 更明

しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいおう なが じぎょうしゃ さべつ う ばあい いめーじ
障害者差別に関する相談対応の流れ（事業者から差別を受けた場合のイメージ）



意見交換や情報交換をするテーマ「障害者差別解消に関する啓発

活動等」

1 市民への啓発に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと①】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発となるでしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと②】

障害のある人への啓発については、どのような啓発資料や手段の工夫が必要でしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

障害種別ごとに意見を聞かせてください。

例：視覚障害のある人向けに音声版資料を作成する。知的障害

のある人向けに分かりやすい資料を作成するなど

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと③】

しょうがい ひと しょうがい ひと きがる ふんいき なか たが りかい
障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中でお互いの理解、
しょうがい りかい ふか しゅし とりくみ よてい
障害の理解を深めていただくことを趣旨とした取組を予定しています。

ばしょ せつてい くふう
どのような場所の設定や工夫ができるでしょうか？

いけん ていあん ねが
ご意見、ご提案などをお願いします。

じっせん とりくみとう しょうかい
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

2 事業者・市職員向けの啓発や研修に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと④】

ほうほう くふう きょうりよく こうかてき けいはつ けんしゅう
どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発や研修となるで
しょうか？

いけん ていあん ねが
ご意見、ご提案などをお願いします。

じっせん とりくみとう しょうかい
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

ぜんかい おも いけんとう
前回の主な意見等

しみん けいはつ かん
1 市民への啓発に関すること

いいん いけん ていあん はな あ ねが
【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと①】

ほうほう くふう きょうりょく こうかてき けいはつ
どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発となるでしょうか？

いけん ていあん ねが
ご意見、ご提案などをお願いします。

じっせん とりくみとう しょうかい
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

おも いけんとう
主な意見等

ちょうないかい じちかい けいはつかつどう
○ 町内会や自治会にも啓発活動をしていただきたい。

ちいき ぼうさいきょてん うんえい かがた たい しょうがい かん りかい ふか
○ 地域の防災拠点を運営する方々に対して、障害に関する理解を深めて

いただく

さっし はいふ とりくみ すこ すす
ための冊子を配付するなどの取組を少しずつ進めている。

しょうがいしゃさべつつかいしょうほう しみん ていどにんち げんじょう
○ 障害者差別解消法が市民にどの程度認知されているのかなど、現状の

ひょうか
評価が

おし はあく おこな こんごかんが
あれば教えていただきたい。(→把握は行っていない。今後考えていきたい。)

じぶん しょうがい ひと たちば じぶんいしき
○ いつか自分も障害のある人の立場になるかもしれないという自分意識の

ような

してん けんとう ひつよう
視点も検討において必要ではないか。

しょうがい りかい あ しょうがい ひと
○ 障害のことを理解してもらうには、ふれ合いしかない。障害のある人とな

ひと
い人

とも なに きかい しぜん かたち も なか わ だいじ
が共に何かをする機会を自然な形で持つ中で分かってもらうことが大事

である。

しょうがいしゃさべつつかいしょうほうかんれん じょうほう し ほーむぺーじ わ
○ 障害者差別解消法関連の情報を市のホームページの分かりやすいところ

けい
に掲

さい こみゆにていほうそうきょく かつよう ひと ほうほう
載していただきたい。また、コミュニティ放送局の活用も一つの方法ではな

いか。

かい かい あ しょうがいしゃ りかい ふか お
○ 1回や2回のふれ合いでは、障害者の理解が深まらずに終わってしまう

ひと
人もい

るかもしれない。小さい頃から同じ場所で一緒にふれ合って育っていくことが大事。

- バスや電車の中のモニターを活用する方法もあるのではないかな。
- 共通の好きなことを元に自然に交流して理解し合えるとよい。
- 障害のある人が市民に向けて講演等で意見が言えるとよい。
- パンフレットやリーフレットを作成し、役所や駅、学校で配布してほしい。

い。

- 市からの印刷物にロゴを入れたり、キャラクターを決めるなどはどうか。
- 大人になってからは難しいので、子供の頃からが大切であり、ふれ合

って学ん

で、特別なことでなく当たり前のことになるとよいと思う。

- 共通の好きなことに集まって自然に交流ができるとよい。私もダンス

がした

くてワークショップに参加し、障害のことを話すことができ、お互いを理解

でき

た。

- 障害者差別解消法の究極の目標は、障害のある人も障害のない人も誰も

が自由に必要な意思疎通が図れる社会の実現であると思っている。

- ・ 旭区の精神障害者文化まつりの取組の紹介
- ・ 視覚障害のある人と地域の人たちのボーリング大会の紹介
- ・ 視覚障害のある人への能楽堂の対応の紹介
- ・ 脳性マヒの当事者から日常生活の中でどういった疎外感を感じているの

かなど

の話聞く機会を設けたことの紹介

- ・ 小・中学校などからの依頼による車いす体験講座の紹介
- ・ 普及啓発の講座など、地域ケアプラザと生活支援センターの共催事業

の紹介

- ・ 旭区の精神保健福祉セミナーの取組の紹介

いいん いけん ていあん はな あ ねが
【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと②】

しょうがい ひと けいはつ けいはつしりょう しゅだん くふう ひつよう
障害のある人への啓発については、どのような啓発資料や手段の工夫が必要
でしょうか？

しょうがいしゅべつ いけん き
障害種別ごとに意見を聞かせてください。

れい しかくしょうがい ひとむ おんせいばんしりょう さくせい ちてきしょうがい ひと
例：視覚障害のある人向けに音声版資料を作成する。知的障害のある人
む わ しりょう さくせい
向けに分かりやすい資料を作成するなど

おも いけんとう
主な意見等

いいん いけん ていあん はな あ ねが
【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと③】

しょうがい ひと しょうがい ひと きがる ふんいき なか たが りかい しょうがい
障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中でお互いの理解、障害の
りかい ふか しゆし とりくみ よてい
理解を深めていただくことを趣旨とした取組を予定しています。

ぼしよ せってい くふう
どのような場所の設定や工夫ができるでしょうか？

いけん ていあん ねが
ご意見、ご提案などをお願いします。

じっせん とりくみとう しょうがい
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

おも いけんとう
主な意見等

しょうがい りかい あ しょうがい ひと
○ 障害のことを理解してもらうには、ふれ合いしかない。障害のある人とな
ひと
い人

とも なに きかい しぜん かたち も なか わ だいじ
が共に何かをする機会を自然な形で持つ中で分かってもらうことが大事
である。

さいけい
(再掲)

○ 共通の好きなことを元に自然に交流して理解し合えるとよい。(再掲)

○ 大人になってからでは難しいので、子供の頃からが大切であり、ふれ合
って学ん

で、特別なことでなく当たり前前のことになるとよいと思う。(再掲)

○ 共通の好きなことに集まって自然に交流ができるとうい。私もダンス
がした

くてワークショップに参加し、障害のことを話すことができ、お互いを理解
でき

た。(再掲)

・ 視覚障害のある人と地域の人たちのボーリング大会の紹介 (再掲)

2 事業者・市職員向けの啓発や研修に関すること

いいん いけん ていあん はな あ ねが
【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと④】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発や研修となるでしょう
か？

いけん ていあん ねが
ご意見、ご提案などをお願いします。

また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

おも いけんとう
主な意見等

しょうがい ひと し やくしょ さぎょうじょ ひと いけんこうかん しょうがい
○ 障害のある人が市役所や作業所の人と意見交換をしたり、障害のある
ひと さんか
人も参加

しょくいん けんしゅう じっし
をして職員の研修を実施してほしい。

しりつがっこうきょうしゅくいんむ たいおうようりょう たいおう て び さくせい
○ 市立学校教職員向けに対応要領と対応の手引きを作成した。また、まず
こうちょう
校長・

ふくこうちょう とくべつしえんきょういくこーでいねーたー けんしゅう じっし
副校長・特別支援教育コーディネーターから研修を実施している。

しょうがっこう じんけんきょういく せいしんしょうがい はったつしょうがい かんが
○ 小学校の人権教育では、精神障害や発達障害はなかなか考えにくいも
ので

じっさい まな こども ベーす すす さまざま
あるのか。(→実際に学んでいる子供のことをベースに進めている。様々な

しょうがい
障害が

なか い とど こんごけんとう
ある中で行き届いていないところもあるかもしれないが、今後検討していく

ひつよう
必要が

ある。)

きょういくいんかい けんこうふくしきょく しょうがい りかい かん きょういんむ しりょう
○ 教育委員会と健康福祉局で障害の理解に関する教員向けの資料を
さくせいちゅう
作成中であ

る。

「障害のある人と障害のない人との交流を通した啓発活動」について

1 目的

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めることなどを目的として啓発活動を行うことを定めています。横浜市においても、市民を対象とした啓発活動を継続的に行っていくこととしています。

この「障害のある人と障害のない人との交流を通した啓発活動」は、市民を対象とした啓発活動の中心的な取組として、「障害のある人と障害のない人との交流の場」を創ることを通して、障害の理解を深め、障害のある人に適切な配慮ができる人の輪を市民の間に広げていくことを目的とします。

2 取組の概要（平成28年度の予定）

(1) 「検討の場」の設置・運営

市民から参加者を募り、検討の場を設置し、「気軽な雰囲気の中で、障害のある人と障害のない人との交流を通して、障害の理解を深め、障害のある人に適切な配慮ができる人の輪を市民の間に広げていく取組」の企画の検討を行います（「検討の場」は障害のある人も障害のない人も参加します）。

(2) 取組の企画の確定

「検討の場」における企画の検討と、企画内容の試行に基づいて、平成

ねん
29年

どいこう じっし とりくみ きかく こうりゆう ば きかく かくてい
度以降に実施する取組の企画（「交流の場」の企画）を確定します。

またあわ しみん わ とりくみ めいしょうまた こんせぶと
また併せて、市民にとって分かりやすい取組の名称又はコンセプト
をさくせい
を作成し

ます。

(3) ぎょうむ いたく
業務の委託

(1)、(2)の ないよう かぶしきがいしゃ すたじお える いたく すす
内容を「株式会社 studio-L」への委託により進めていきま
す。

りめん
裏面あり

さんこう
【参考】

よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかい ていげん ばっすい
横浜市 障害者差別解消検討部会の提言（抜粋）

とりくみ しみん けいはつ かん
「取組⑤ 市民への啓発に関すること」

しみん けいはつかつどう なたに げんじょう し たい
市民への啓発活動においては、まずは何よりも現状を知ってもらうことが大
せつ よこはまし ことし がつ がつ じっし しょうがいしゃさべつ かん じれい ぼ
切です。横浜市が今年1月から2月まで実施した「障害者差別に関する事例の募
しゅう よ じれい あらた せいり ばっすい じれい しみんむ りーふ
集」で寄せられた事例を改めて整理し、抜粋した事例をもとに市民向けのリーフ
れつと けいはつしりょう さくせい こうえんかい しんぽじうむ かいさい けいかく
レット（啓発資料）を作成したり、講演会やシンポジウムを開催するなど、計画
た けいぞくてき おこな どうじ しょうがい ひと しょうがい ひと き
を立てて継続的に行ってください。同時に、障害のある人と障害のない人が気
がる ふんいき なか こうりゆう きかい もう なか しょうがい りかい ひろ
軽な雰囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障害の理解を広
げていくといった取組も有効であると考えられます。そのような市独自の取組
じっし あわ けんとう
の実施も併せて検討してください。

じぎょうしゃ　じっし　じゅうぎょういんけんしゅうとう　きょうりよく　とりくみ　あん
事業者が実施する従業員研修等への協力の取組（案）

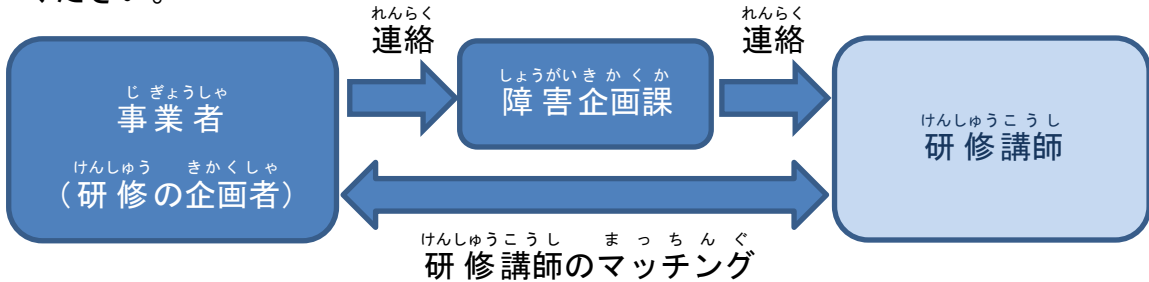
しょうがいしゃさべつかいしょう　かん　けんしゅうこうし　じょうほう　ほんしゅうえぶさいと　けいさい
障害者差別解消に関する研修講師についての情報を本市ウェブサイトに掲載する
など、事業者に提供することで、事業者と研修講師とのマッチングが図られる
ようにします。

けいさいいめーじ　れい
掲載イメージ（例）

しょうがいしゃさべつかいしょう　かん　けんしゅうこうし
障害者差別解消に関する研修講師一覧

よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかいいん　しな　しょうがい　りかいとう
横浜市障害者差別解消支援地域協議会委員で、市内において障害の理解等
に関する講演会・勉強会等で活躍されている、講師の情報を発信しています。
講師の依頼、ご相談については、〇〇〇までご連絡ください。

けんしゅう　ぐたいてきないう　こうし　しゃれい　けんしゅうこうし　ちょうせい
なお、研修の具体的内容や講師への謝礼については、研修講師と調整して
ください。



〇〇〇 〇〇さん

しょうがい　ひと
〇〇障害のある人

けいれき　かいしよぞく
【経歴】 〇〇〇〇〇〇会所属

こめんと　ぜんこく　と　まわ　たぼう　ひび　おく
【コメント】 全国いろいろなところを飛び回って多忙の日々を送っていますが、

しょうがい　なかま　ひとり　おお　ひと　りかい　たの
〇〇障害のある仲間のことを一人でも多くの人に理解してもらうために、楽し
いお話をさせていただきます。

〇〇〇 〇〇さん

しょうがい　ひと
〇〇障害のある人

けいれき　だんたいだいひょう
【経歴】 〇〇〇〇〇〇団体代表

こめんと　じぶん　しょうがい　め　み
【コメント】 自分は〇〇障害があり、目で見ることができないが、さわったり
聞いたりすることによって、知ることができます。「聞いたり触れたりして知る
社会」になれば、私の不便さは軽くなり、障害者でなくなるかもしれません。

しょうがいしゃ さべつかいしょう かん し とりくみじょうきょう
障害者差別解消に関する市の取組状況について

おも とりくみ がつ がつ
【主な取組（6月～11月）】

けいはつかつどうとう
1 啓発活動等

- (1) 「**障害のある人もない人も みんながいっしょに暮らす 横浜すごろく**」の作成
・配布

ちてきしょうがい ひと きょうりよく もと おも
知的障害のある人の協力の下、主に

ちてきしょうがい ひと わ けいはつ
知的障害のある人にも分かりやすい啓発

しりょう さくせい はいふ
資料として「すごろく」を作成、配布しま

がつ
した。【8月～】



- (2) 広報よこはまへの掲載

ほうりつ がいよう そうだんまどぐち く やくしょまどぐち しゅわつうやくたいおう とりくみ
法律の概要、相談窓口、区役所窓口における手話通訳対応の取組について、

こうほう
広報よ

けいさい がつ じんけんとくしゅう なか きじ けいさい がつ
こはまに掲載。【8月】 また、人権特集の中で記事を掲載しました。【11月】

4 広報よこはま 平成28(2016)年8月号

**障害のある人も障害のない人も
暮らしやすい横浜に**

健康福祉局障害企画課 ☎ 671-3601 ☎ 671-3566

今年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由とする差別をなくしていくため、行政機関や会社・店舗などの事業者を対象に、障害を理由として「不当な差別的取扱い」をすること、「合理的配慮」を提供しないことの2つを禁止しています。

「合理的配慮」の提供とは、障害のある人から障害に応じた配慮を必要としていると伝えられたとき、負担になり過ぎない範囲でその配慮を行うことです。具体例は、聴覚障害のある人に筆談で対応するなど挙げられます。事業者にも努力義務があります。

障害者差別を受けたときは

対象	相談窓口
市職員による差別	対象部署、人事担当課
事業者による差別	事業者が設置する相談窓口、その事業を担当する部署(行政機関)、各種相談窓口

※市では、事業者による差別について、担当部署などへの相談によっても解決しない場合に、市からの自由が丘区民センターへ申し立てを行います。選考委員会が選考に当たります。

区役所窓口における手話通訳対応を充実しました

手話通訳者の配置

今年度、2つの区でモデル実施

- 中区 火・金曜 8時45分～12時
- 戸塚区 水・木曜 13時30分～17時

タブレット端末を活用した手話通訳対応の実施

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの手話通訳者と区役所窓口を通信機器(タブレット端末)で結び、画像と音声を通して、手話通訳を介した窓口対応を全区で実施
月～金曜 9時30分～17時
第2・4土曜 9時30分～12時



タブレット端末を活用した手話通訳対応

※手話通訳者の派遣制度は今までどおり横浜ラポールに事前予約で利用できます

人権特集 12月4日～10日は人権週間です

誰もがいきいきと暮らせる よこはまを目指して

わたしたちは、誰もが、かけがえのない存在であり、
多様な個性と豊かな可能性を持っています。

市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453

お互いに尊重し合い、共に生きる社会を目指して……
人権について、一緒に考えてみませんか

障害のある人も障害のない人も 暮らしやすいよこはまを目指して

4月にスタートした障害者差別解消法は、障害の有無によつて分け隔てられることなく、お互いを尊重し合う共生社会の実現を目的としています。

■社会モデルで考えてみませんか？

障害者差別解消法が目指す差別の解消は、「社会モデル」の考え方を踏まえています。例えば、街の中で車いすを利用している人が段差を上がれないのは「その人に障害があるから」と個人の問題として捉えるのではなく「スロープがないから」と考え、こうした障害(障壁)を社会の課題として捉え、取り除いていくとするものです。

社会の中のさまざまな障壁を取り除くことができるよう、障害のある人との対話を通して、一人ひとりが考え、行動することで、障害のある人も障害のない人も暮らしやすい横浜の実現を目指していきます。



障害のある人もない人もみんなが
いっしょに暮らしやすい社会を
目指していきましょう

健康福祉局障害企画課 ☎ 671-3601 ☎ 671-3566

みんなでSTOP！子ども虐待

よこはま子ども虐待ホットライン ☎ 0120-805-240 24時間 365日



児童虐待についての通告や相談に対し、調査対応を行った27年度の件数は、5,470件と過去最多です。皆さんの関心の高まりにより、早期に相談をいただき、深刻な虐待に至る前に必要な支援につながっています。子どもや保護者からの小さなサインに気づいたら、居住区の区役所こども家庭支援課に相談、または「よこはま子ども虐待ホットライン」に連絡してください(匿名可)。虐待は子どもの心と体に重大な影響を及ぼす人権侵害です。地域で虐待から子どもを守りましょう！

虐待が疑われる例

- 保護者の怒鳴り声や子どもの泣き声が頻りに聞かれる
- 子どもの顔、鼻、髪、毛や手に不衛生な状態が継続して見られる
- 子どもが家に閉りたがらない、あるいは家を出を繰り返している
- 子どもの食への執着が強く必要以上に食べる、あるいは逆に食欲がなされる
- 子どものけがの原因について、保護者が不自然な説明をしていて原因がはっきりしない

こども青少年局こども家庭課 ☎ 671-4288 ☎ 681-0925



なくそう！DV 絶対に許さない！配偶者や恋人からの暴力(DV)

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、殴る、蹴る、脅す、大声でどなる、しつこく責める、行動を制限するなどして、相手を支配しようとする暴力行為です。暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。どんな理由があろうと決して許されません。

パートナーが怖いと怯えていますか。「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがあるから」と我慢していませんか。決して自分を責めないでください。暴力の責任はふるった側にあります。誰もが暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。支配したり、されたりする関係ではなく、お互いが尊重しあい、信頼しあう関係でいたいと思うのは当たり前のことです。

一人で悩まずに、市DV相談支援センターへ相談してください。私たち一人ひとりが、DVを社会全体の課題として理解・認識し、暴力を許さない姿勢を示しましょう。

1人で悩まないで！



政策局男女共同参画推進課 ☎ 671-2035 ☎ 663-3431
市DV相談支援センター ☎ 671-4275 ☎ 865-2040

犯罪被害にあうということ

犯罪や事故に巻き込まれることは、誰にでも起こりうることです。しかし、多くの人は「犯罪は自分とは縁がない」「日頃から気をつけているから大丈夫」などと思い、「被害者には、何か原因があるのでは？」などと、被害者に何かしら落ち度があるかのよう

に考えてしまうことがあります。被害者は、犯罪被害そのものによって苦しめられるだけでなく、周囲の人たちの無理解から、責められたり、興味本位の質問や事実とは異なるうわさを流されたりすることで、さらに傷つきます。周囲は、被害者が孤立せず地域で支えていける社会を目指し、同情や憐れみではなく、共感し、理解する気持ちで接してください。

「犯罪被害者相談室」では、被害にあわれた人からの相談を受け支援しているほか、犯罪被害者への理解が深まるよう、講演会などの啓発事業も行っていきます。



犯罪被害者支援シンボルマーク
「ユッコとちゃん」

市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453
市犯罪被害者相談室(相談専用) ☎ 671-3117 ☎ 681-5453

(3) 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」

議題の2でご説明した内容です。資料5参照。

2 障害者差別解消支援地域協議会の開催

7月14日に第1回会議を開催。会長の選出、障害者差別解消に関する市の取組状

況の報告、啓発活動等に関する意見交換等を行いました。

本日、第2回会議を開催。

3 障害者差別の相談に関する調整委員会の開催

6月30日に第1回会議（全体会議）を開催。委員長の選出、あっせんの手続

に関する検討等を行いました。

この調整委員会は、事業者への相談、事業の担当部署等への相談によっても

解決が図られない事案（事業者による差別事案）を対象に、本人等からの申出

に基づき、小委員会を編成してあっせんを行うことを役割としています。

11月4日に第2回会議（全体会議）を開催。

4 障害者差別解消庁内推進会議の開催

障害者差別の解消を全庁的に推進するため、副市長をトップに全区局長に

より構成する「障害者差別解消庁内推進会議」を設置しています。9月20日に第

1回会議を開催し、職員研修の推進、各職場の良い取組の共有、合理的配慮

を推進していくための環境の整備の3つを当面の取組として共有しました。